

諮問庁：国立大学法人筑波大学

諮問日：平成28年8月30日（平成28年（独情）諮問第70号）

答申日：平成28年11月4日（平成28年度（独情）答申第48号）

事件名：平成27・28年度分の特定労働基準監督署からの行政指導書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 特定労働基準監督署からの行政指導書もしくは行政指導内容を記録した文書（平成27・28年度分）

文書2 特定労働基準監督署からの行政指導への回答書もしくは回答内容を記録した文書（平成27・28年度分）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年5月26日付け筑大法訟務第16-36号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 不開示文書の開示を求める。

イ 不開示理由1「（当該指導の有無・内容等について）法令上、公表を求められているものではなく、」を、容認しない。

筑波大学は、同Webサイトにおいて、法令上公表を求められていないにもかかわらず、大学にとって都合の良い情報を（さんざん）広告（開示）している。

ウ 不開示理由2「企業経営上の正当な利益が害するおそれがある」も、容認しない。

（労働安全衛生法に反して）筑波大学特定部局が特定状態にあることを、筑波大学にコンプライアンス通報し、特定労働基準監督署にも通報した。

別紙の「コンプライアンス通報に関する調査結果について（通知）」（特定文書番号，特定日付け）では，労働安全衛生法違反を認め，対応策として「特定事業場で特定対応をし，労働基準監督署に報告する。」としている。

（コンプライアンス通報した）違法行為が是正されたかを法人文書で確認することに，一般社会通念上，「経営上の正当な利益を害するおそれ」は皆無である。

筑波大学は，「経営上の正当な利益」のためなら，不正行為を隠ぺいするのですか。（そうではないはずである。）

（本答申では添付資料は省略）

（２）意見書

ア 異議申立人は，コンプライアンス通報（特定部局が特定状態にある）への是正結果を確認したいだけである。

諮問庁（国立大学法人筑波大学）は，敵対的に対応せず，説明責任を果たしてほしい。

イ 諮問庁（国立大学法人筑波大学）が主張するいずれの「おそれ」も，蓋然性はなく，詭弁でしかない。

第 3 諮問庁の説明の要旨

- 1 審査請求に係る請求対象文書は，文書 1 及び文書 2 である。
- 2 原処分維持が適当と考える理由説明について

開示請求の対象である法人文書は，文書全体が一体として筑波大学が特定労働基準監督署から受けた行政指導の内容及びそれに対する筑波大学の是正・改善の内容に関する情報であり，法令違反事案の重大性によっては公表されることもあり得るが，当該内容は法令上，公表が必要とされているものではない。

さて，今回の開示請求対象である特定労働基準監督署からの行政指導書等であるが，これが公になった場合，公表までに至らない指導内容であっても情報が拡散することにより，筑波大学あるいは当該関連部門関係者に対するいわれのない過度な誹謗中傷を招くおそれがあり，筑波大学に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれを生じさせ，法 5 条 4 号トに定める不開示情報に該当すると考えている。

また，今後の筑波大学における調査及び是正・改善面においては，関係者が真実を説明することを忌避する結果を招き，正確な事実の把握が困難になり，筑波大学の調査・是正事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，法 5 条 4 号柱書きの不開示情報にも該当すると考えている。

第 4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成 28 年 8 月 30 日 諮問の受理

- | | |
|------------|---------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月26日 | 審議 |
| ④ 同月28日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年10月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年11月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1及び文書2であり、処分庁は、法5条4号トに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書は法5条4号柱書き及びトに該当し、不開示とした原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書について諮問庁は、文書全体が一体として筑波大学が特定労働基準監督署から受けた行政指導の内容及びそれに対する筑波大学での是正・改善の内容に関する情報であって、これを公にすると、公表までに至らない指導内容であっても情報が拡散することにより、筑波大学あるいは当該関連部門関係者に対するいわれのない過度な誹謗中傷を招くおそれがあり、筑波大学の事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれを生じさせ、法5条4号トに定める不開示情報に該当する旨説明するとともに、今後の筑波大学における調査及び是正・改善面においては、関係者が真実を説明することを忌避する結果を招き、正確な事実の把握が困難になり、筑波大学の調査・是正事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同号柱書きの不開示情報にも該当する旨説明する。

- (2) 本件対象文書の性格、その記載内容等に鑑みれば、これを公にすることにより、筑波大学の事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、必ずしもこれを否定し難い。

したがって、本件対象文書は、法5条4号トに該当すると認められ、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条4号トに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同号柱書き及びトに該

当することから不開示とすべきとしていることについては、同号トに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋